

令和4年6月4日

株式会社グリーンケア  
代表取締役 川端 博輔

## リフレッシュ休暇制度の創設について

令和4年7月よりリフレッシュ休暇制度を創設致します。本休暇は年次有給休暇に上乗せされる休暇であり、取得理由の如何を問わず休暇取得時に優先的に消化されます。また冬季特別給与の対象とはなりません。

- 付与日数 1～5日間/年間 各自の労働条件により変動するので確認してください  
概ね正社員5日、準社員4日、パート社員1～3日  
1日単位での取得が可能
- 付与時期 令和4年7月1日以降の各自の有給休暇付与日に上乗せする
- 対象 正規雇用開始日より半年以上を経過し有給休暇を付与された全従業員  
(正社員・パートに限らない。派遣社員は除く)
- 運用方法 有給休暇取得の度に優先的に消化する
- 特記事項 冬季特別給与の対象とはなりません  
シフト状況、人数体制によっては時季変更権の対象となります(従来の有給休暇と同様です)
- 手続書類 従来の有給休暇申請用紙のみ
- 申請方法 有給休暇申請書を用い、従来通りの有給休暇として申請する。
- 運用例

### 新ルール 例①

有給休暇残日数 19日、リフレッシュ休暇5日の職員が10日間の有給休暇を取得した場合

リフレッシュ休暇 5日 → 0日 (▲5日)

通常有給休暇 19日 → 14日 (▲5日)

冬季特別給与対象日数 14日 **最大10日まで申請可能**(特別給与は5日単位申請)

有給休暇残日数 4日

### 新ルール 例②

有給休暇残日数 19日、リフレッシュ休暇5日の職員が3日間の有給休暇を取得した場合

リフレッシュ休暇 5日 → 2日 (▲3日) → 残日数は年度毎に消滅

通常有給休暇 19日 → 19日 (▲0日)

冬季特別給与対象日数 19日 **最大15日まで申請可能**(特別給与は5日単位申請)

有給休暇残日数 4日

### 旧ルール

有給休暇残日数 19日の職員が10日間の有給休暇を取得した場合

通常有給休暇 19日 → 9日 (▲10日)

冬季特別給与対象日数 **最大5日まで申請可能**(特別給与は5日単位申請)

有給休暇残日数 4日